

# オーストリアの B S E 対策の 経緯等について

# ■ オーストリアのBSE対策の経緯

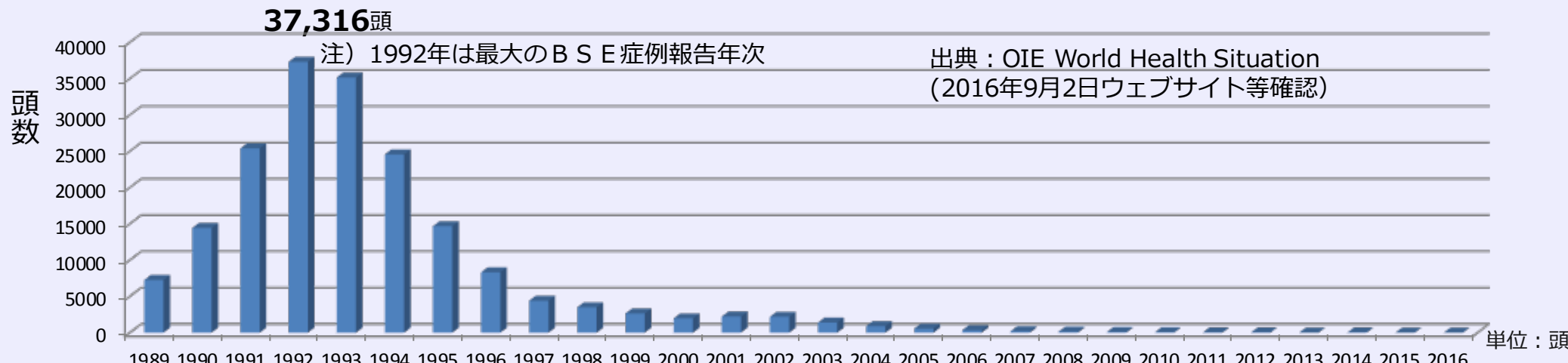
- 1990年** ・ 英国からの生体牛の輸入禁止
- ・ 肉骨粉等の動物由来たん白質の反すう動物用飼料としての使用禁止
- 1991年** ・ BSEを通報対象疾病と指定（全ての臨床症状牛について検査を実施）
- 1995年** ・ ほ乳動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止
- 1996年** ・ 英国からのほ乳動物由来肉骨粉のEU域内への輸出禁止（EU注）
- 1997年** ・ レンダリング条件（133℃3気圧20分）設定
- 1998年** ・ 健康と畜牛のBSE検査開始（20か月齢超）
- ・ BSEサーベイランスの開始（緊急と畜牛（20か月齢超）、死亡牛（全月齢））
- 2000年** ・ SRMの焼却処理
- ・ 健康と畜牛の検査対象を30 か月齢超に引き上げ
- ・ BSEサーベイランスの基準変更（緊急と畜牛（30か月齢超）、死亡牛（30か月齢超））
- 2001年** ・ 全ての動物由来たん白質の家畜飼料への使用禁止（EU）
- ・ TSE規則（生体牛、肉骨粉、飼料規制等の規制、サーベイランスの規定）（EU）
- 2002年** ・ 畜産副産物規則（SRM等の動物副産物の回収、処理及び廃棄等の規制、2011年改訂）（EU）
- 2003年** ・ BSEサーベイランスの基準変更（緊急と畜牛（24か月齢超）、死亡牛（24か月齢超））
- ・ OIE総会（BSEステータスが「管理されたリスク」の国と認定）
- 2006年** ・ 英国からの生体牛のEU域内への輸出解禁（1996年8月1日以前に生まれた牛を除く）（EU）
- 2008年** ・ 健康と畜牛、緊急と畜牛のサーベイランスの基準を48か月齢超に引き上げ
- 2011年** ・ 健康と畜牛の検査対象月齢を72か月齢超に引き上げ
- 2012年** ・ OIE総会（BSEステータスが「無視できるリスク」の国と認定）
- 2013年** ・ 健康と畜牛のBSE検査を廃止（2013年3月）
- ・ 緊急と畜牛のサーベイランス基準を24か月齢超に変更
- 2014年** ・ 死亡牛のサーベイランス基準を48か月齢超に引き上げ
- 2015年** ・ 牛のSRMの範囲変更（EU）

（注）欧州連合（EU）によるBSE対策

資料作成協力：農林水産省



# 世界のBSE発生件数の推移



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	1	190,670
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	1	5,980
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(3)	(0)	(1)	(1,027)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(88)
(アイルランド)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	(0)	(1)	(-)	(1,656)
(ポｰランド)	(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	(0)	(0)	(-)	(74)
(スウェーデン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(1)
(ノルウェー)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(-)	(1)
(デンマーク)	(1) <sup>注3</sup>	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(16)
(イタリア)	(0)	(48)	(38) <sup>注4</sup>	(29)	(7)	(8)	(7)	(2)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(144)
(オーストリア)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(1)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(8)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	(-)	184,627
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	-	(-)	3
カナダ	0	0	0	2 <sup>注1</sup>	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	(-)	21 <sup>注2</sup>
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	-	(-)	36
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	(-)	2

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。





(注3) 輸入牛において確認されたもの。

(注4) うち2頭は輸入牛による発生

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。



# ■ 各国のBSE検査体制

	日 本 	米 国 	カナダ 	E U 	O I E 基準 
食肉検査	48か月齢超	-	-	72か月齢超 <sup>(注3)</sup>	- <sup>(注4)</sup>
発生状況 調査 <sup>(注1)</sup> (高リスク牛 <sup>(注2)</sup> )	48か月齢以上の 死亡牛等	30か月齢以上の 高リスク牛の一部	30か月齢超の 高リスク牛の一部	48か月齢超の 高リスク牛	30か月齢以上の 高リスク牛の一部

(注1) BSEの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) 欧州委員会は、2013年2月下旬～3月上旬以降、加盟国（ブルガリア、ルーマニア及びクロアチアを除く）の判断により健康と畜牛のBSE検査を廃止することが可能としている。

(注4) OIE基準では、BSEスクリーニング検査の実施を求めている。

(注5) EUにおけるめん羊及び山羊のBSE検査については、18か月齢超の一部のうちTSE陽性検体を対象に実施

# ■ 各国の特定危険部位(SRM)

## 日本

### 牛

- ・全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄  
（と畜場法施行規則、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則）
- ・30か月齢超の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）  
（食品衛生法に基づく食品、添加物の規格基準）

### めん羊及び山羊

- ・全月齢の脾臓、回腸
- ・12か月齢以上の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）、脊髄。

## EU

(オーストリア：無視できるリスクの国)

### 牛

- ・(無視できるリスクの国、管理されたリスクの国、不明の国)
- ・12か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む）及び脊髄  
(管理されたリスクの国、不明の国)
- ・30か月齢超の脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む）
- ・全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸及び腸間膜

### めん羊及び山羊（無視できるリスクの国、管理されたリスクの国、不明の国）

- ・12か月齢超の頭蓋（脳、眼を含む）、扁桃及び脊髄
- ・全月齢の脾臓及び回腸  
(REGULATION(EC)No.999/2001, ANNEX V)

## 米国※

- ・30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊髄、脊柱（尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く）及び背根神経節
- ・全月齢の扁桃及び回腸遠位部  
(9 CFR Part 310)

## カナダ※

- ・30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、脊髄及び背根神経節
- ・全月齢の回腸遠位部  
(Health of Animals Regulations C.R.C., c. 296)





## OIE(管理されたリスクの国)※

- ・30か月齢超の脳、眼、脊髄、頭蓋骨及び脊柱
- ・全月齢の扁桃及び回腸遠位部  
(OIE Terrestrial Animal Health Code 2014 CHAPTER11.4.14)

※米国、カナダ及びOIEは牛についての記載



# 飼料規制

		給与飼料					
		日本 		米国・カナダ  		EU (オーストリア) 	
		反すう動物	豚・鶏	反すう動物	豚・鶏	反すう動物	豚・鶏
肉 骨 粉	反すう動物	×	×	×	○	×	×
	SRM (注1)	×	×	×	○→×	×	×
	豚	×	○	○	○	×	×
	鶏	×	○	○	○	×	×

○：使用可、×：使用不可

(注1) 米国では、30か月齢以上の牛の脳及び脊髄

(注2) 米国及びカナダが、1997年に開始した飼料規制においては、牛のSRMの豚・鶏に対する飼料への利用が認められていたが、カナダでは2007年、米国では2009年に禁止された。